

守谷市小規模共同住宅等におけるごみ集積所の設置及び共同使用に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭廃棄物の一般廃棄物保管場所等（守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成6年守谷町条例第13号）第45条第1項の規定により設置するものを除く。以下「ごみ集積所」という。）の設置及び共同使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ごみ集積所の設置等に係る事前協議)

第2条 守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成6年守谷町規則第19号。以下「規則」という。）第27条第1項に規定する共同住宅等の規模に満たない同用途の建築物を建設しようとする者（以下「小規模共同住宅等の建設者」という。）は、ごみ集積所の設置又は既存のごみ集積所の共同使用について、あらかじめごみ集積所の設置等に伴う事前協議書（様式第1号）により市長と協議しなければならない。ただし、市によるごみ収集を利用しない場合にあつては、この限りでない。

2 小規模共同住宅等の建設者は、既存のごみ集積所を共同使用しようとするときは、当該ごみ集積所の管理者（以下単に「管理者」という。）の承諾書（様式第2号）を前項の事前協議書に添付し、市長に提出するとともに、管理者が承諾する際に付した条件等について、小規模共同住宅等の購入者又は入居者に対し、事前に説明しなければならない。

(ごみ集積所の設置届)

第3条 前条の規定により事前協議を行った者がごみ集積所を設置しようとするときは、事前協議の内容に基づき、あらかじめごみ集積所設置届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 床面積として0.84平方メートル以上の有効面積を確保していること。
- (2) 規則第28条3項の規定に適合していること。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。